

都城市庁舎飲料自動販売機設置事業 募集要項

都城市庁舎における飲料自動販売機設置事業の募集に参加される方は、この募集要項を承諾の上、お申し込みください。

1 公募物件

別添公募物件説明書のとおり。

2 公募条件等

(1) 貸付方法

地方自治法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づく、行政財産の賃貸借契約とします。

(2) 貸付期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(3) 費用負担範囲

① 貸付料

設置事業者として決定した者が提示した入札価格（税抜額）に、消費税及び地方消費税相当額（1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）を加えて得た額をもって年額貸付料とします。市が年度初めに発行する納入通知書により、全額納入してください。

② 電気料等

自動販売機設置に伴い管理上必要となる電気料等の経費（電気使用量メーター設置経費等含む。）を、貸付料とは別に、年 3 回（8 月、12 月、翌年 4 月）、メーターを基に市が算定した電気料を納入通知書により納入してください。

③ 設置費等

自動販売機の設置、維持及び撤去にかかる諸費用

④ その他

使用済容器の回収ボックスや収集・廃棄に関する費用等、貸付に伴い管理上必要とする全ての経費

(4) 環境配慮

自動販売機の設置に当たっては、省エネルギー性能に優れ、ノンフロン対応等、環境負荷の低減に配慮した機種 of 設置に努めてください。

3 設置条件

(1) 運営方法

設置及び管理運営に必要な一切の業務を市の承諾なく第三者に委託しないこと。

(2) 使用上の制限

① 設置事業者は、公共施設の一部を使用していることを十分認識し、常に良好な状態で使用

すること。

- ② 空き缶・ペットボトル等の回収容器を設置し、定期的に回収すること。
- ③ 貸付対象のスペースを自動販売機設置以外の用途に使用しないこと。
- ④ 現状を変更する場合には、市の許可を受けること。

(3) 設置機種

利用者の利便性の向上のため、電子マネー決済やQR決済などのキャッシュレス決済に対応した自動販売機を設置してください。

(4) 事故・故障等の処理

設置期間中において発生した事故・故障等については、設置事業者の責任において処理すること。

4 設置事業者の決定方法

一般競争入札により行い、当該入札による落札者を設置事業者として決定します。

5 入札の日時及び場所

(1) 入札日時

令和8年3月17日(火)

- ① 物件番号1 午前10時から
- ② 物件番号2 午前10時30分から

(2) 入札場所

都城市役所本庁舎本館 3階 西側 対策班活動室

6 入札参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 都城市内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (3) 都城市税及び国税(消費税及び地方消費税)について滞納がないこと。
- (4) 市が行う競争入札における指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続の申立ての事実があるものにあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 応募する法人、法人の役員等又は個人が、都城市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団関係者に該当しないこと。
- (7) 法令等の規定により、販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること(該当するものについてのみ)。
- (8) 飲料自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有していること。

7 入札参加申込方法

入札に参加される方は、事前に次の書類を提出してください。

(1) 提出書類

- ① 入札参加申込書【様式1】
- ② (法人) 法人登記事項証明書
(個人) 住民票
- ③ (法人) 役員名簿等(入札参加事業者等確認書)兼同意書【様式2】
誓約書【様式3】
(個人) 誓約書兼同意書【様式4】
- ④ 市税納税状況調査同意書【様式5】
- ⑤ 滞納のない証明書(消費税及び地方消費税)
- ⑥ 6(8)に係る実績を確認できる書類(任意様式)

* 7(1)②~⑤について、本市の競争入札参加有資格事業者名簿に登載されている場合は提出不要

(2) 申込受付期間

令和8年2月20日(金)から令和8年3月9日(月)午後4時30分まで

(3) 提出方法

持参又は郵送(必着)

(4) 提出先

都城市役所財産活用課(本館西側3階)

(送付する場合 〒885-8555 都城市姫城町6街区21号)

8 入札に必要な書類等

- (1) 入札書(市の指定様式) * 1回目は封筒に入れてお持ちください。
- (2) 委任状(本人以外の方が代理で出席する場合)
- (3) 印鑑及び筆記用具

9 入札者の注意事項等

- (1) 入札は、入札開始時に入札に係る権限を有する者が会場にいない場合は参加できません。
- (2) 入札書に記載する額は「年額」を記入してください。消費税及び地方消費税相当額を含まない金額になります。
- (3) 開札の結果、市が定めた予定価格以上で入札した者のうち、最高の価格で入札した者を落札者(設置事業者)と決定し、同価格が2者以上の場合は、くじにより落札者を決定します。
- (4) 落札者名及び落札価格について、市ホームページ等において公表することもありますので、あらかじめ御了承ください。

10 行政財産貸付申請の手続

設置事業者に決定された方には、別途定める期日までに、次の書類を提出していただきます。

- (1) 設置場所における自動販売機及び使用済容器回収ボックスの配置図
- (2) 設置する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力の分かるもの）
提出後、市有財産賃貸借契約手続となります。

1.1 その他

- (1) 貸付手続に関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。また、設置事業者の都合による契約の解除は、原則として認めません。
- (2) 貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合には、設置事業者は速やかに原状回復してください。また、設置事業者は、原状回復に要した経費その他一切の費用について、市に請求することはできません。
- (3) 募集要項に定める応募資格要件について、偽って応募したことが明確になったとき、又は当該要件を満たさなくなったときは、賃貸借契約を解除します。この場合、市は解除に係る一切の責任を負わないものとします。
- (4) 落札者（設置事業者）における自動販売機の設置は、3月31日（火）を予定しています。

1.2 問合せ先

都城市総務部財産活用課

〒885-8555

都城市姫城町6街区21号

電話 0986-23-2672

FAX 0986-23-2625